計画書

国分都市計画，溝辺都市計画，横川都市計画，牧園都市計画，隼人都市計画
及び福山都市計画　都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

国分都市計画，溝辺都市計画，横川都市計画，牧園都市計画，隼人都市計画及び福山都市計画　都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「霧島市域　都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」（別添のとおり）

理　由

国分・溝辺・横川・牧園・隼人・福山の都市計画区域においては，平成 16 年度に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，それぞれの基本理念に沿って，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第二次霧島市総合計画についても策定を行っており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から 20 年を迎え，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることや，同一市内に複数の都市計画区域を有する場合，原則として，一体の区域マスタープランとする県の区域マスタープラン見直し方針のもと，６つの区域マスタープランを一体化するとともに，記載内容の見直しを行うものである。

霧島市域
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

国分都市計画区域
溝辺都市計画区域
横川都市計画区域
牧園都市計画区域
隼人都市計画区域
福山都市計画区域

鹿　児　島　県

《 目　　次 》

１．広域的な位置付け
１)県内における霧島市の位置付け …… １
２)各都市計画区域の位置付け …… １

２．基本的な考え方
１）現状と課題 …… ３

３．都市計画の目標
１）都市づくりの基本理念 …… ３
２)地域毎の市街地像 …… ４
① 市街地中央地域
② 空港周辺地域
③ 北西部地域
④ 北部地域
⑤ 市街地西部地域
⑥ 南東部地域

４．区域区分の決定の有無
１）区域区分の決定の有無 …… ６

５．主要な都市計画の決定の方針
１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …… ６
① 主要用途の配置の方針
② 土地利用の方針
③ その他の土地利用の方針
２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …… ９
① 交通施設の都市計画の決定の方針
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針
３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 …… １３
① 主要な市街地開発事業の決定の方針
② 市街地整備の目標
４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 …… １３
① 基本方針
② 主要な緑地の配置の方針
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針
④ 主要な緑地の確保目標

１．広域的な位置付け

１）県内における霧島市の位置付け

霧島市は，鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し，人口約１２万人，面積約60，３１７ｈａであり，北部は国立公園である霧島山を有し，南部は錦江湾に接している。また、本市の気候は、温暖多雨で、降雨のほとんどは梅雨時期から台風時期に集中している。

霧島市は，空の玄関口である鹿児島空港や九州縦貫自動車道及び東九州自動車道を有する南九州の交通の要衝となっており，先端技術を中心とする製造業，茶や畜産物に代表される農林水産業，旅館・ホテルなどの観光業，多種多様な業態による商業など，経済活動が活発に行われている。

２）各都市計画区域の位置付け

対象となる都市計画区域の範囲及び規模等は次のとおりであり，国分，溝辺，横川，牧園，隼人及び福山都市計画区域（以下，「本６区域」という。）の各拠点間を結ぶ広域的なネットワークが形成されている。

都市計画区域	範囲	位置付け	規模（ha）
国分	旧国分市の行政区域の一部	霧島市南部に位置し，市街地には行政，業務，商業等の多様な都市機能が集積し，本市の都市核となっている。	約 4,428
溝辺	旧溝辺町の行政区域の一部	霧島市西部に位置し，鹿児島空港周辺が生活拠点となっている。	約 1,328
横川	旧横川町の行政区域の一部	霧島市北西部に位置し，横川総合支所周辺が生活拠点となっている。	約 1,763
牧園	旧牧園町の行政区域の一部	霧島市北部に位置し，牧園総合支所周辺が生活拠点となっている。	約 4,150
隼人	旧隼人町の行政区域の一部	霧島市南西部に位置し，業務，商業等の多様な都市機能が集積し，本市の都市核となっている。	約 5,386
福山	旧福山町の行政区域の一部	霧島市南東部に位置し，福山総合支所周辺が生活拠点となっている。	約 1,449

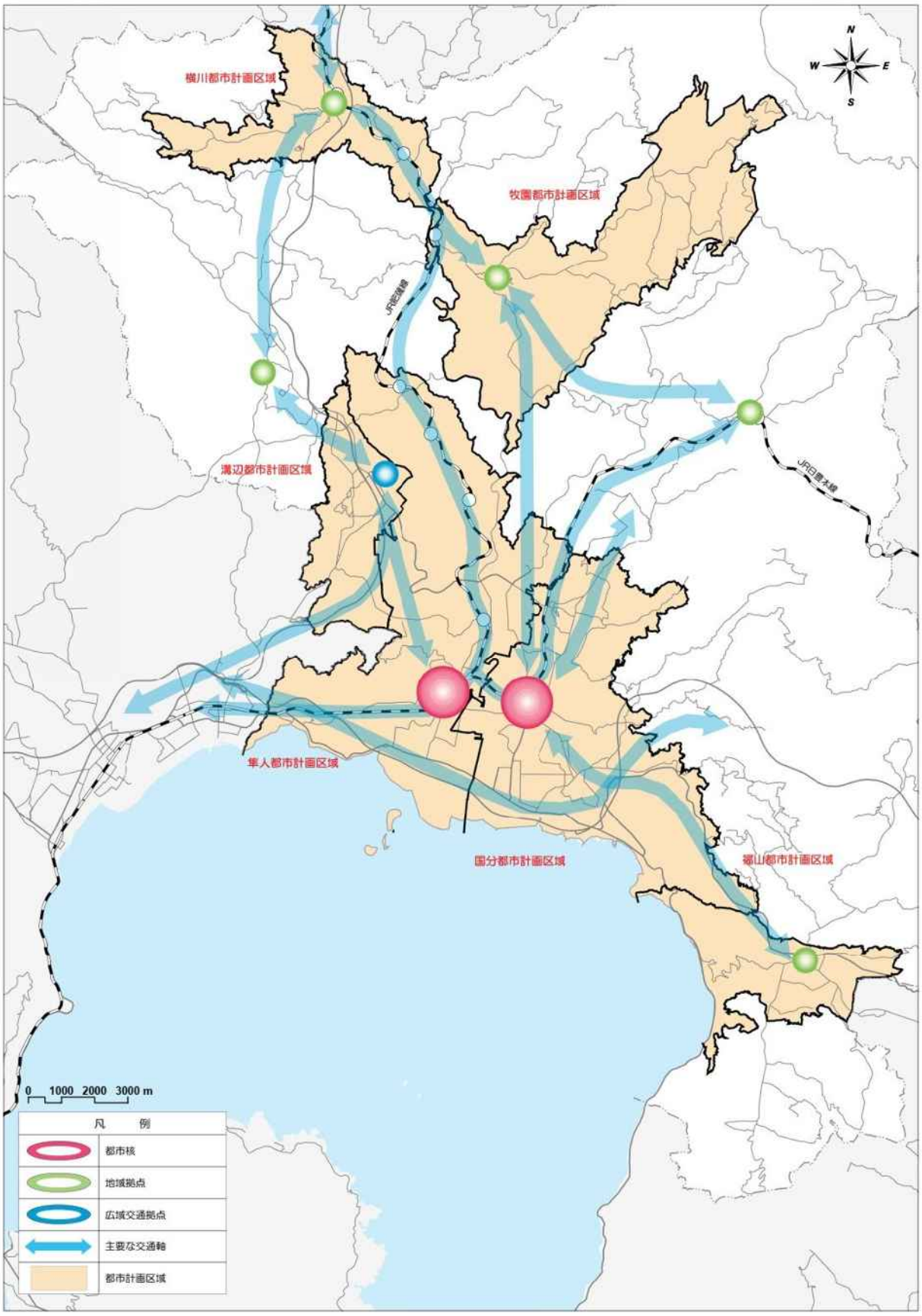
横川都市計画区域
牧園都市計画区域
溝辺都市計画区域
隼人都市計画区域
国分都市計画区域
霧島都市計画区域
JR吉都線
JR日豊本線
N
W
E
S
0 1000 2000 3000 m
凡　例
都市核
地域拠点
広域交通拠点
主要な交通軸
都市計画区域

都市構造のイメージ

２．基本的な考え方

１）現状と課題

霧島市は，令和２年国勢調査において，人口総数 123，１３５人となっており，平成 27 年時と比較し，97．8%，うち６５歳以上の高齢者人口は 33，905 人，総数に対する割合は，27．5%であり，人口減少・高齢化が進行している。

また，産業では，令和３年霧島市総生産額は，第１次産業 11，190 百万円，第２次産業 261，217 百万円，第３次産業 299，423 百万円となっており，平成 23 年と比較すると第１次産業 152．7%，第２次産業 147．５%，第３次産業 102．3%と第１次，第２次産業は増加，第３次産業は微増している。

近年，異常気象が激甚化，頻発化しており，豪雨災害による被害が生じている。

このようなことを踏まえ，本市における課題を，以下のように整理したところである。

■都市活力の維持・向上
■人口減少・超高齢社会への対応
■防災・減災対策，国土強靱化の充実強化
■交通ネットワークの構築

３．都市計画の目標

１）都市づくりの基本理念

本６区域の市街地においては，立地している大規模工場への通勤などの交通流動による渋滞の発生や，郊外型商業施設の立地に伴う市街地の中心部での商業機能の衰退などがみられることから，道路交通体系の整備や市街地の活性化を図る必要がある。

中山間地域においては，人口減少・少子高齢化に伴い地域の拠点が衰退する傾向にあることから，高齢者をはじめとした地域住民の生活利便性の確保・向上や公共交通の再編・充実に努め，身近なところでの日常生活が可能な拠点を形成し，併せて定住環境の整備により地域の活力を維持する必要がある。

また，恵まれた地理的条件と多様な資源を活かして持続的な発展を続けていくため，各地域間及び空港を連絡する交通網や，海外も含めた他都市から訪れる人々が地域の歴史，文化，緑豊かな環境にふれあうことのできる場などの交流基盤の拡充を図っていくことが必要となっている。

このようなことから，第二次霧島市総合計画でのまちづくりの基本理念を踏まえ，以下を本６区域の都市づくりの基本理念とする。

「世界にひらく，人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

この基本理念を実現するため，次の３つの基本方針に基づき，まちづくりを進

める。

■多機能都市づくり

都市機能をコンパクトに集約し，各地域が個性ある機能を分担しながら連携する「集約型多極連携ネットワーク都市構造」の形成を目指す。

各地域の連携・交流の促進，道路交通体系の整備，交通利便性を活かした活力ある産業土地利用の促進を図るとともに，住宅，商業，工業等のバランスのとれた土地利用の計画的誘導を図る。

また，施設のユニバーサルデザイン化など老若男女問わず暮らしやすいまちづくりを追求する。

■人と自然が輝く都市づくり

これまで育んできた豊かな自然と先人たちが築いてきた歴史・文化資源の保全とともに，これらを活かした景観形成，施設整備，周辺環境と調和した街並みの誘導などにより，都市の魅力の向上を図る。

また，市街地周辺などにおける緑地の保全，市街地の都市公園や公共空間等における緑化の促進，太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用を図り，低炭素型の都市づくりを目指す。

■人が拓く都市づくり

市民一人ひとり，市民団体相互が信頼関係を築き，それぞれの立場で行政との協働を進めることにより，市民が主役となった自立性の高い都市づくりを目指す。

市民の主体的な活動を促進し，環境保全や防災，公共施設の維持管理など，まちづくりのあらゆる場面において，市民と行政の協働による都市づくりを目指す。

２）地域毎の市街地像

①　市街地中央地域（国分都市計画区域・隼人都市計画区域）

ＪＲ国分駅周辺及びＪＲ隼人駅周辺の市街地，市役所などの公共公益施設が配置された区域を市民や来訪者のための商業・業務地と位置付け，人・もの・情報の交流の場として，県央の地域中核都市のシンボルとなる都市中心核の形成を図る。

野口北及び山下町に配置された一帯は工業地として維持する。

中央一丁目北部及び二丁目の北部は教育施設と大隅国分寺跡・舞鶴城跡などの史跡を活用した文化拠点として，総合公園である城山公園は，観光・レクリエーション拠点として，機能維持に努める。

② 空港周辺地域（溝辺都市計画区域）

鹿児島空港や溝辺鹿児島空港インターチェンジ周辺を，交通利便性を活かした広域交通拠点として位置付け，アクセス性の向上や結節機能の強化により，海外や国内各都市と結ばれる広域交通機能の充実を図る。

また，鹿児島臨空団地や国道 504 号の沿線地域は，交通の優位性を活かした流通業務拠点と位置付け，土地の有効利用を促進する。

さらに，計画的に整備された住宅地と既存集落が併存する地域として，良好な住環境の保全を図る。

③ 北西部地域（横川都市計画区域）

横川総合支所周辺を地域拠点と位置付け，生活サービス機能の維持・充実や良好な住環境の保全を図る。

また，県道牧園薩摩線の工業団地が立地する地区については，工業地と位置付け，工業生産環境の維持・増進を図る。

また，総合公園である丸岡公園は，観光・レクリエーション拠点として機能維持に努める。

④ 北部地域（牧園都市計画区域）

牧園総合支所周辺を地域拠点と位置付け，生活サービス機能の維持・充実や良好な住環境の保全を図る。

古くからの湯治場である妙見，安楽地区を，自然を活かした観光・レクリエーション拠点として位置付け，閑静で落ち着きのある空間の維持を図るとともに，天降川沿いの遊歩道の整備により周辺の森林などの自然とのふれあいの場づくりを進める。

⑤ 市街地西部地域（隼人都市計画区域）

隼人東インターチェンジ周辺は，交通の要衝としての機能に加え，今後，隼人港周辺の整備等により，物流の拠点としての役割も担う地区であることから，流通業務拠点として位置付けるとともに，古くから住民の生活とともにあった天降川と錦江湾という豊かな水辺環境を活かして，人びとの交流と新たな流通の拠点となる地域の形成を図る。

また，日当山温泉郷地区を観光・レクリエーション拠点として位置付け，自然や人とのふれあい，交流のある魅力あふれる地域づくりを目指し，計画的に整備された住宅地と既存集落が併存する地域として，良好な住環境の保全を図る。

⑥ 南東部地域（福山都市計画区域）

福山総合支所周辺を地域拠点と位置付け，商店などの身近な生活サービス機能の維持・充実を図り，既存住宅地における良好な住環境の保全を図る。

福山市民サービスセンター周辺については，生活サービス機能の維持・充実や良好な住環境の保全を図るとともに，歴史的・文化的資産，桜島への眺望などを活かした地域づくりを進める。

４．区域区分の決定の有無

１）区域区分の決定の有無

本６区域に区域区分を定めない。

隼人・国分都市計画区域の人口は増加傾向ではあるが，今後停滞すると予測される。本２区域には商業・業務機能や工場等が集積しており，霧島市の商品販売額はほぼ横ばい，製造品出荷額は増加の傾向にあるが，こうした産業による土地需要は現在の商業・工業用地内で未利用地等の活用により収容が可能であると判断される。また，市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

溝辺・横川・牧園・福山都市計画区域の人口は減少傾向であり，今後も減少すると予測される。霧島市の商品販売額はほぼ横ばい，製造品出荷額は増加の傾向であるが，こうした産業による土地需要は現在の商業・工業用地内で未利用地等の活用により収容が可能であると判断される。さらに，本４区域は急峻な山岳に囲まれており，地形的制約からも本４区域における急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。また，市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから，本６区域については区域区分を定めないものとする。

５．主要な都市計画の決定の方針

１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①　主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し，低未利用地等が増加する中，土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため，居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに，活力にあふれ，個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

ａ　商業・業務地

ＪＲ国分駅周辺及びＪＲ隼人駅周辺の市街地を本６区域の主要な商業地と位置付け，県央の地域中核都市の商業拠点として市街地の活性化に努め，商業機能の充実を図る。

その中でもＪＲ隼人駅東周辺は，施工中の土地区画整理事業により基盤整備を行い隼人駅東西自由通路の整備による集客機能を付加させるなど，新たな商業地の形成を図る。

国分都市計画区域の中心市街地と隼人都市計画区域の中心市街地を結ぶ県道北永野田小浜線の沿線には，ロードサイド型の商業施設が立地していることから，都市景観に配慮した沿道型商業機能の充実を図る。

霧島市役所周辺及び隼人市民サービスセンター周辺等の行政施設や図書館等の公共公益施設が集積している地区を業務地と位置付け，今後も市民サービス機能の維持・充実を図る。

溝辺都市計画区域は，国道５０４号と県道隼人加治木線の交差部周辺を商

業地として位置づけ，空港に関連したホテル等の商業施設の誘導を図る。
　横川・牧園・福山都市計画区域の各総合支所周辺等を商業地，牧園都市計画区域の JR 霧島温泉駅前の県道牧園薩摩線沿道及び小塚原地区から丸尾地区の宿泊施設等が立地する周辺を観光商業地として位置付け，機能の維持を図る。

b　工業地
　市街地中央地域や北西部地域に立地している工業地は，引き続きその機能を維持し，必要に応じて拡充を図るものとし，敷地内外の緑化等により周辺の環境整備に努める。
　また，更なる企業誘致を推進するため，臨空団地やインターチェンジ周辺の広大な土地などを対象に工業地の拡充を検討する。

c　流通業務地
　国道 10 号のうち県道国分霧島線との交差部から国道 223 号との交差部に至る沿道については，ロードサイド型商業施設が立地していることから，流通業務地としての機能の充実を図る。
　東九州自動車道の国分インターチェンジ，隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺については，恵まれた交通利便性を活かし，流通業務拠点としての土地利用を検討する。
　鹿児島空港周辺については，流通業務機能の充実を図る。

d　住宅地
　現行用途地域やその周辺の住宅地については，利便性の高い優れた居住環境の創出を目指し，市街地形成とともに用途の純化を図り，必要に応じて基盤整備を進め農用地との調和を図りつつ，土地利用について適正な規制・誘導を図る。
　各総合支所周辺をはじめとする既存の住宅地については，周辺の自然環境や田園環境と調和した緑豊かな住宅地として，快適で魅力ある定住環境の整備を進める。

② 土地利用の方針
a　土地の高度利用に関する方針
　本６区域の中心的役割を担う国分・隼人都市計画区域の中心市街地は，基盤整備を進め，空き店舗・未利用地の活用，街路沿道建物の更新や商業機能の集積を促進するなど，にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図る。

b　用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針
　既存市街地内に混在立地している中小工場等については，周辺住宅環境の悪化を抑えるため，工場等の適切な再配置を促進することにより，用途の純化を進める。

c　居住環境の改善又は維持に関する方針

道路が狭隘で木造老朽住宅の多い地域については，住宅の建替えにあわせた狭隘道路の解消やオープンスペースの確保，住宅・建築物の耐震化・耐火化等を誘導し，安全で快適な住環境の向上を促進する。

計画的に整備され，戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については，地区計画等を検討する。

各総合支所周辺は，身近な生活サービス機能の維持・充実とともに，既存住宅地における良好な住環境の保全を図る。

錦江湾沿岸部については，津波発生に備え，広報体制及び避難体制の整備，並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を進める。

浜之市や隼人駅東地区の面整備が行われている地区については，周辺住環境との調和を図りながら，幹線道路沿線の土地利用について検討し生活利便性の向上を図る。

d　都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の良好な樹林地，境内林，緑地は身近な自然的環境とうるおいのある都市空間の形成のために，重要な役割を担っており，その維持・保全に努める。

また，市民との協働により宅地の緑化修景を促進するなど，周辺環境と調和した良好な景観を維持するために，景観計画に基づき，うるおいのあるまちづくりを進める。

③　その他土地利用の方針

a　優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

b　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では，災害を未然に防止する観点から，市街化を抑制する。

c　自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国分平野の背後に連なる台地の斜面と台地上の樹林地については，自然景観，保水機能による災害防止，生態系維持などにおいて重要な役割を担っているため，今後ともこれらの保全に努める。

区域内を流下する河川の水質保全を図るため，水源地周辺及び上流域の自然環境の保全に努める。

霧島錦江湾国立公園に指定されている地区は，優れた自然環境を有していることから，今後ともこれらの保全に努める。

ｄ　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街地外の集落地は，周辺森林や農地との調和を図りつつ，その居住環境の維持・改善を図る。

２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①　交通施設の都市計画の決定の方針

ａ　基本方針

ア　交通体系の整備の方針

本６区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として，東西方向に東九州自動車道，隼人道路，国道 10 号，国道 223 号及び南北方向に九州縦貫自動車道，国道 220 号，国道 504 号等，また，鉄道としてＪＲ日豊本線と肥薩線が位置している。

鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ空港アクセス道路として県道伊集院蒲生溝辺線が整備され，北薩方面と空港とを結ぶ北薩横断道路の整備進捗が図られている。

このように，広域交通体系の整備が進められているが，観光や産業などの広域的な交流・連携のため，周辺都市や鹿児島空港と連絡する道路交通ネットワークをさらに充実させることが重要である。

また，市街地の幹線道路の一部で，通勤時間帯などにおいて通過交通と市街地内発生交通により生じている交通渋滞の解消や，各地域間の交流・連携の促進，市街地の活性化など交通利便性を活かした活力ある産業的土地利用の促進を図るため，バイパス的な役割を担う道路の整備や既存道路の拡張など，安全性が高く人にやさしい道路整備が必要である。

さらに，観光・レクリエーション拠点や都市中心核・地域拠点間をつなぐ利便性の高い市民の移動手段を確保するため鉄道・バスなど公共交通機関の充実が必要である。

このような状況を踏まえ，本６区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

○　高規格道路や国道，県道の未整備区間の整備により，周辺都市や鹿児島空港と連絡する広域交通体系の充実を図る。

また，各地域を環状につなぎ円滑な交通流動を図るため，現況の国道や県道，市道などの現道を有効に活用した道路の整備を検討する。

○　通過交通と都市内発生交通の分離を目指し，各道路の機能分担を明確にし，バイパス的な道路を整備するとともに必要に応じ改良を行い，自動車交通の円滑な流れを確保する。

○　歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保を目指すとともに，都市景観，ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の形成に努める。

○　鉄道・バスなどの公共交通は，既存バスの存続と交通弱者等の移動手段に対する利便性の向上を図るとともに，観光施策などと連動させ，路線や便数の充実に努める。

○　霧島市地域公共交通計画をもとに，関係者が連携して効果的・効率的

な施策を展開し，持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ　整備水準の目標

交通体系の整備方針に基づき，生活の利便性や歩行者の安全を図り，快適な交通環境の実現を目指す。

b　主要な施設の配置の方針

ア　道路

本６区域は，県央地域における交通の要衝であることから，各地域間を連絡する道路の整備はもとより，広域的な視点から，周辺都市や空港を連絡する公共交通体系などを考慮し，自動車交通の円滑な流れを確保する。

また，霧島市が目指す「集約型多極連携ネットワーク都市構造」の形成のため，道路網の適正な配置や，国分市街地南部に霧島スマートインターチェンジ（仮称）の整備を図るとともに，社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて，その配置等の見直しの検討を行うものとする。

イ　その他

ＪＲ隼人駅については，東口に新たに交通広場，東西の連絡通路などの整備を図る。

c　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種別	施　設　名	
道路	主要幹線道路	・国道１０号 ・国道２２０号 ・国道２２３号 ・国道５０４号 ・都市計画道路 3･2･1 号空港線(国道５０４号) ・都市計画道路 3･4･1 号浜之市線(国道１０号) ・県道国分霧島線
	都市幹線道路	・県道紫尾田牧園線 ・県道犬飼霧島神宮停車場線 ・県道北永野田小浜線 ・県道崎森隼人線 ・県道大川原小村線 ・都市計画道路 3･4･14 号向花清水線 ・都市計画道路 3･4･15 号新川北線 ・都市計画道路 3･4･２号宮内線 ・都市計画道路 3･5･３号日当山線 ・市道小村新田１号線 ・市道小村新田４号線

		・市道小村新田５号線
	高規格道路	・霧島スマートインターチェンジ（仮称） ・溝辺道路（北薩横断道路）

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

公共下水道については，鹿児島県生活排水処理施設整備構想や第二次霧島市生活排水対策推進計画に基づき整備を進め，公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を行い，生活環境の整備を進める。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え，河川の整備に限らず，あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに，良好な都市環境と都市景観の形成のため，まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

１）下水道

（汚水）

現在の認可区域において処理が可能になるよう整備を進める。また，おおむね 20 年後には，公共下水道都市計画決定区域における公共下水道の完成を目指し，供用区域に近接する地域から順次整備を進める。

（雨水）

当面の対策として令和３年度より計画降雨に対し，おおむね床上浸水解消を目標とする雨水ポンプ整備，排水路整備，調整池整備に取り組んでいる。

中期対策として，おおむね１０年以内には計画降雨に対してさらなる浸水軽減を目標とする雨水ポンプ整備，排水路整備，調整池整備，水路改修に取り組み，長期対策としては，おおむね２０年以内に計画降雨に対する浸水解消を目標とする。

２）河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出を図る。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

国分隼人公共下水道及び牧園町特定環境保全公共下水道の都市計画決定区域について，その整備を進める。

また，今後の市街地の状況を鑑み，必要に応じて排水区域等の見直しについて検討を行うものとする。

イ　河川

本６区域には，天降川等の二級河川がある。これらの河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を図る。

c　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種別	施　設　名　等
公共下水道	国分隼人公共下水道 （汚水）国分隼人処理区の一部 （雨水）日当山第３排水区 日当山第４排水区 見次第１排水区 見次第２排水区 姫城第１排水区 姫城第２排水区 姫城第３排水区 国分中央排水区
	牧園町特定環境保全公共下水道 （汚水）高千穂処理区の一部

③　その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a　基本方針

快適で文化的な生活空間を確保するため，ごみの減量化と分別収集によるリサイクル化を進め，循環型社会を目指す。必要なごみ処理施設，し尿処理施設などの公共施設については，広域的な機能の分担や連携を図りながら，人口の動向や市街化の状況を踏まえ，施設の適正かつ計画的な配置や処理体制の確立などに努める。

b　主要な施設の配置の方針

ア　ごみ処理施設

ごみ処理施設については，霧島市敷根清掃センターが国分地域に配置されているが，老朽化が進行していることから，新しいごみ処理施設「（仮称）霧島市クリーンセンター」を建設し、新たに供用開始する予定としている。今後も引き続き，適正な維持管理に努める。

また，霧島市一般廃棄物管理型最終処分場、敷根一般廃棄物管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場の適正管理に努める。

イ　し尿処理施設

し尿処理施設については，霧島市南部し尿処理場が市街地中央地域に，

霧島市牧園・横川地区し尿処理場が北部地域に配置されている。今後も，適正な維持管理に努める。

ウ　卸売市場

卸売市場については霧島市公設地方卸市場が市街地中央地域に配置されている。今後も，流通機能の合理化，高度化を進めるため公設市場及び卸売団地の機能充実に努める。

エ　火葬場

火葬場については，霧島市国分斎場が市街地中央地域に配置されている。今後も，適正な維持管理に努める。

c　主要な施設の整備目標

ア　ごみ処理施設

おおむね１０年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種　別	施　設　名　等
ごみ処理施設	（仮称）霧島市クリーンセンター

３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①　主要な市街地開発事業の決定の方針

a　土地区画整理事業の推進

県央の地域中核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上，交流人口の拡大及び快適な生活環境の実現のために，今後の市街化進展の状況を見ながら街路整備等の都市基盤整備に加え，土地利用の規制・誘導の見直しや地区計画，面的整備手法の活用を検討する。

地域拠点については，都市基盤の整備を優先的かつ計画的に進め，生活環境の整備，都市機能の充実を図る。

土地区画整理事業施行中の浜之市地区，隼人駅東地区の早期完了を図るとともに，良好な居住環境や土地の有効利用，街並みや景観などに配慮した市街地の形成を目指す。

②　市街地整備の目標

おおむね１０年以内に実施する予定の主要な事業は，次のとおりとする。

事業名	地　区　名
土地区画整理事業	浜之市地区 隼人駅東地区

４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①　基本方針

本６区域は，霧島錦江湾国立公園として優れた自然環境が保全されている霧島連山の中腹に山地・丘陵地が広がり，その麓には台地が広がっている。また，南部は，霧島連山を源として錦江湾へと流下する天降川を中心とする沖積平野，平野部を取り囲むようにして独特の景観をつくりだしている傾斜地，桜島を一望できる海岸地帯及び穏やかな錦江湾により構成され，海，山，川に囲まれた豊かな自然環境を有している。

これらの自然環境の中には，史跡や文化財などが数多く存在し，観光施設や文化レクリエーション施設も立地している。

自然的環境は，景観環境面で貴重な緑となっていると同時に，洪水防止など防災面に大きく寄与し，住民の生活や交流等において重要な役割を果たしている。加えて，価値観の多様化や地球環境問題等に対応して，ますます自然的環境の役割は重要になることから，今後ともこの良好な自然的環境を保全・活用し，自然と人とが共生できる環境形成に努める。

また，市街地及び周辺地区においては，増大かつ多様化するレクリエーション需要，地域のコミュニティ空間の創出に対応するとともに，災害の防止や避難地の確保，自然地の維持・育成などの目的に応じた公園緑地を適切に配置し，良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

ａ 環境保全系統の配置

地域名等	概　要
区域全体	将来の暮らしを安全で快適なものにする緑，水，生態系といった自然環境について，地域の特性に応じ保全を図り，良好な暮らしの実現を目指す。また，身近な自然を維持し，自然と人との間に豊かな交流を保つことにより，健全な生態系を維持回復し，自然と人間との共生を図る。
国立公園地区	貴重な植物群落のある霧島山森林生物遺伝資源保存林に指定されるなど，霧島錦江湾国立公園内の緑地は貴重な自然資源であり保全する。
山岳・丘陵地の森林	中山間地域を取り囲む山々の森林は，優れた景観を有するとともに，二酸化炭素の吸収や大気の浄化など地球規模での環境保全や土砂災害の防止，水源の涵養など，大きな公益的機能も担っており，今後もその保全に努める。
斜面樹林地	シラス台地上の樹林地や斜面緑地等については，防災景観形成等の各機能を勘案し，すぐれた自然景観地，市街地の緑地の核として，地域の特性に応じて配置し，保全に努める。
市街地内の緑地	寺社などの緑地や市街地内の緑地は，良好な都市内緑地として保全に努める。

主要な河川	天降川や検校川などの河川・渓流は，人々にうるおいを与え，良好な生態系や自然と触れあえる水辺空間を保有しており，今後もその保全に努める。

b　レクリエーション系統の配置

地域名等	概　要
区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため，市街地の動向，土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ，適切に配置整備することにより，総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
市街地	市街地においては，住民生活に密着した街区公園や緑地を適切に配置する。
中山間地域	中山間地域では，未利用地等を活用したコミュニティの交流の場となるオープンスペースの適正な配置と整備を検討する。
総合公園，運動公園	生涯スポーツなど多様なニーズに対応し，住民の健康増進を図るためのレクリエーション・交流拠点として位置付け，その機能の充実と環境の保全を図る。
主要な河川	天降川を軸として，親水機能を活かした公園や運動公園，散策路を整備することにより，住民の生活に密着したレクリエーション活動の基盤の形成に努める。
海岸部	錦江湾に面する海岸は，海辺のレクリエーションの場として，その機能の維持に努め，活用を検討する。

c　防災系統の配置

地域名等	概　要
区域全体	鉄道，河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し，防災対策の一環として避難地，避難路，緑地等を配置し，都市内のオープンスペースの確保を図る。
山地及び丘陵傾斜地	水害土砂災害防止のため，保水機能を有する森林，斜面緑地を保全する。

d　景観構成系統の配置

地域名等	概　要
区域全体	本６区域の市街地から望める山々は，四季折々の表情を見せる住民の貴重な財産であり，今後も斜面緑地や稜線の自然景観，豊かな里山の環境の保全に努める。
市街地	市街地内に整備された公園や寺社周辺の緑地を保全するとともに，地区の特性に応じ，宅地内の植栽や生

	垣などについて，住民と一体となり緑豊かな街並み景観の創造を検討する。
集落周辺地区	集落周辺の優良農地は，食料生産基盤としての機能のみならず，住民にやすらぎを与える景観としての機能も保有しており，今後もその田園景観の保全に努める。
主要な河川	天降川の下流部においては，現在の親水公園などと一体となり，住民にやすらぎを与える景観として保全を図る。また，上流部の渓流域においては，周辺の森林などの自然環境とのふれあいの場づくりを進める。
海岸部	錦江湾に面する海岸は，良好な海浜景観地として，その風致の維持に努める。
都市計画道路の道路緑化	植樹がなされ良好な沿道環境が形成されている都市計画道路の維持保全を図るとともに，その他の都市計画道路の整備にあたっても，地域特性を十分に考慮し，樹木の植栽を検討する。

e　その他

地域名等	概　要
区域全体	快適な生活環境を確保するため，環境保全，レクリエーション，防災，景観構成等の各機能を総合的に勘案し，地区の特性に応じて適正に緑地を配置し，その保全・整備に努める。

③　実現のための具体の都市計画制度の方針

既存の都市公園や緑地を考慮しながら，都市内に質・量ともに適正な公園緑地を配置することを目的として，住区基幹公園や都市基幹公園などの都市公園の配置を検討するとともに，良好な自然環境を有している緑地などについては，必要に応じ公園の整備や地域制緑地の指定などを検討する。

④　主要な緑地の確保目標

a　おおむね１０年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種　別	名　称　等	規　模
総合公園	丸岡公園	約　30.3ha
街区公園	麓３号公園 麓５号公園 麓７号公園 （仮称）隼人駅東地区１号公園	約　0.2ha 約　0.2ha 約　0.1ha 約　0.2ha

b　おおむね１０年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

おおむね１０年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが，必要に応

じて地域地区の指定を行うものとする。

霧島市域
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図

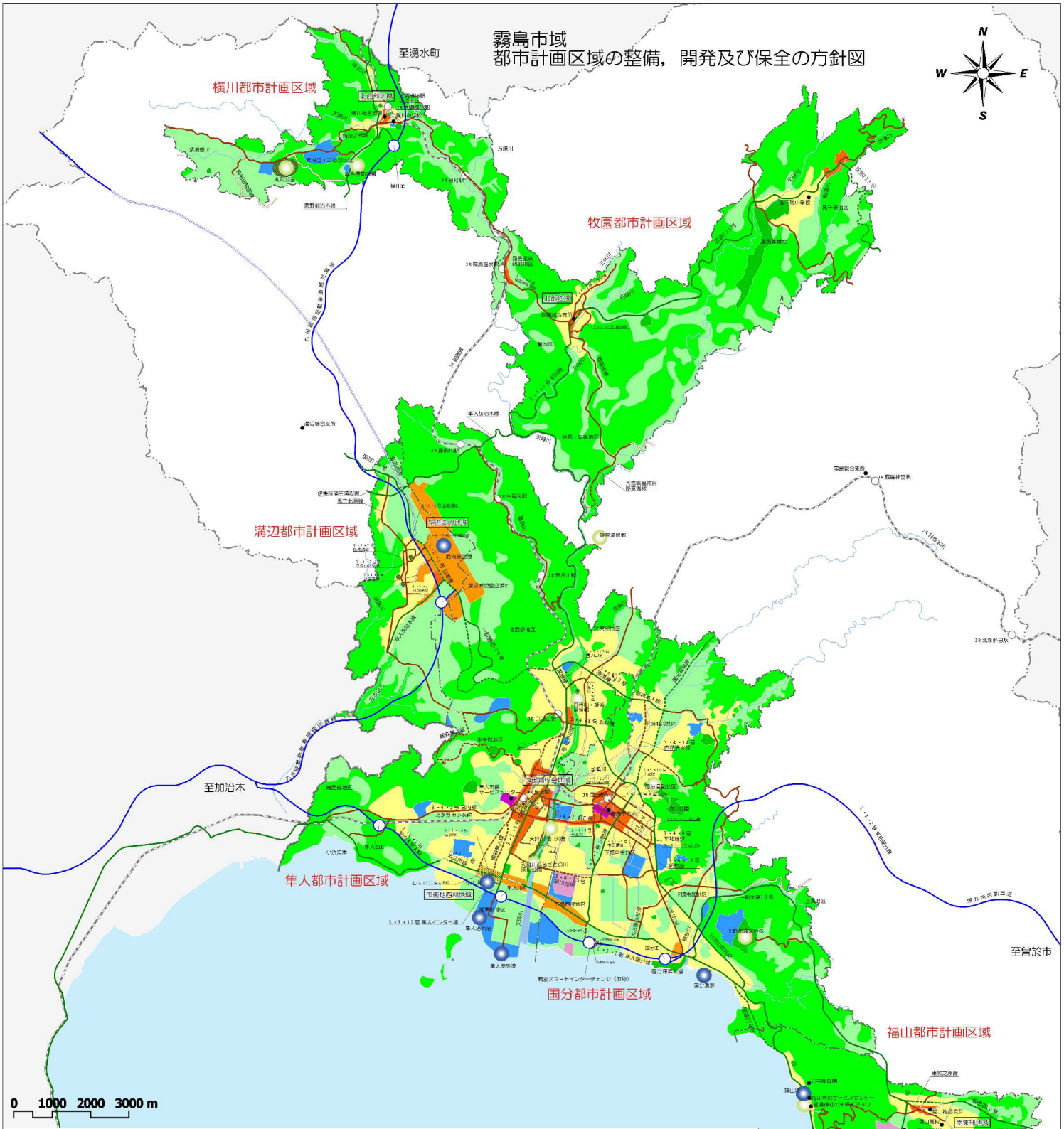

凡　例

都市計画区域界	鉄道	大規模施設	
行政区域界	高規格道路（概ね整備済み）	公園・緑地（概ね整備済み）	
住宅地	高規格道路（概ね10年以降）	公園・緑地（概ね10年以内に整備）	
商業地	主要幹線道路（概ね整備済み）	港湾・漁港・空港・飛行場	
業務地	主要幹線道路（概ね10年以内に整備）	河川・海・湖沼	
工業地	主要幹線道路（概ね10年以降）	観光・レクリエーション施設	
流通業務地	都市幹線道路（概ね整備済み）	市街地整備(区画整理・住居系)（概ね10年以内に整備）	
農業ゾーン	都市幹線道路（概ね10年以内に整備）		
樹林地ゾーン	都市幹線道路（概ね10年以降）		

注①）この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

国分都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

凡　例					
都市計画区域界		鉄道		大規模施設	
行政区域界		高規格道路（概ね整備済み）		公園・緑地（概ね整備済み）	
住宅地		主要幹線道路（概ね整備済み）		公園・緑地（概ね10年以内に整備）	
商業地		主要幹線道路（概ね10年以内に整備）		港湾・漁港・空港・飛行場	
業務地		主要幹線道路（概ね10年以降）		河川・海・湖沼	
工業地		都市幹線道路（概ね整備済み）		観光・レクリエーション施設	
流通業務地		都市幹線道路（概ね10年以内に整備）			
農業ゾーン		都市幹線道路（概ね10年以降）			
樹林地ゾーン					

注①）この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

溝辺都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

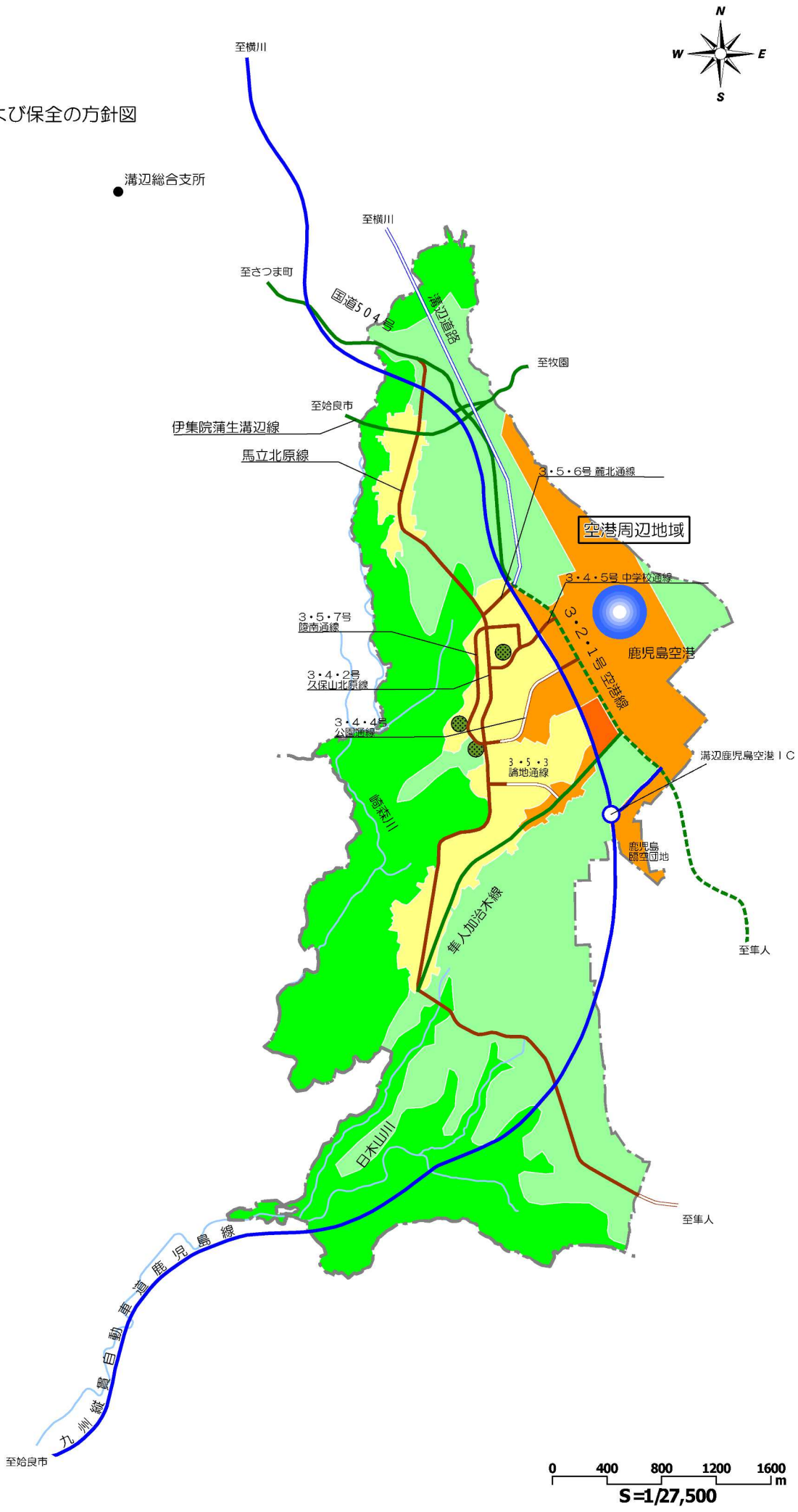

凡　　例

- 都市計画区域界
- 行政区域界
- 住宅地
- 商業地
- 流通業務地
- 農業ゾーン
- 樹林地ゾーン
- 鉄道
- 高規格道路（概ね整備済み）
- 高規格道路（概ね10年以降）
- 主要幹線道路（概ね整備済み）
- 主要幹線道路（概ね10年以内に整備）
- 都市幹線道路（概ね整備済み）
- 都市幹線道路（概ね10年以降）
- 公園・緑地（概ね10年以内に整備）
- 港湾・漁港・空港・飛行場
- 河川・海・湖沼

注①）この方針図は，概ね２０年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

横川都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

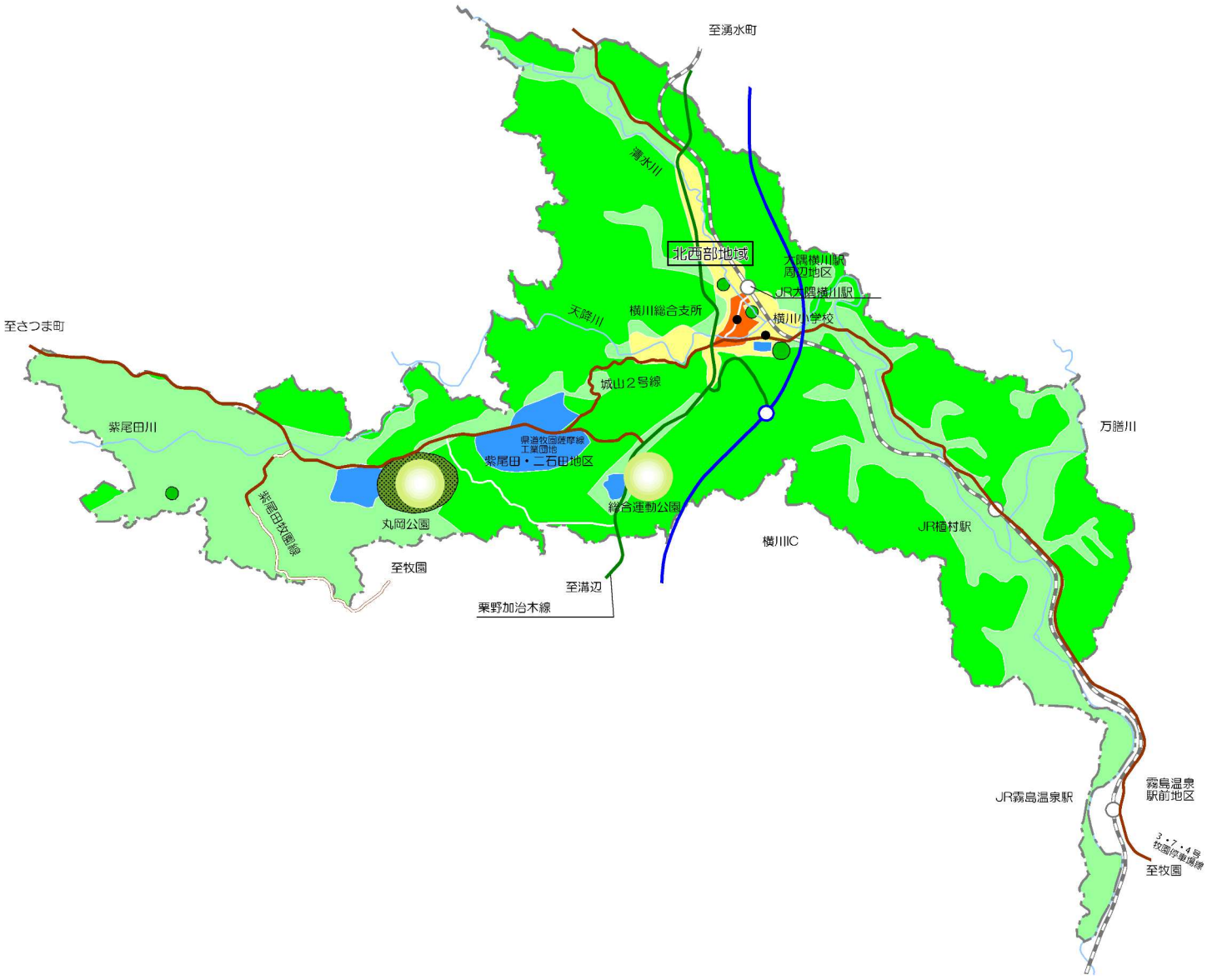

凡　例					
都市計画区域界		鉄道		公園・緑地（概ね整備済み）
行政区域界		高規格道路（概ね整備済み）		公園・緑地（概ね10年以内に整備）
住宅地		主要幹線道路（概ね整備済み）		河川・海・湖沼
商業地		都市幹線道路（概ね整備済み）		観光・レクリエーション施設
工業地		都市幹線道路（概ね10年以降）		
農業ゾーン				
樹林地ゾーン				

0　500　1000　1500　2000 m

S=1/35,000

注①）この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

牧園都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

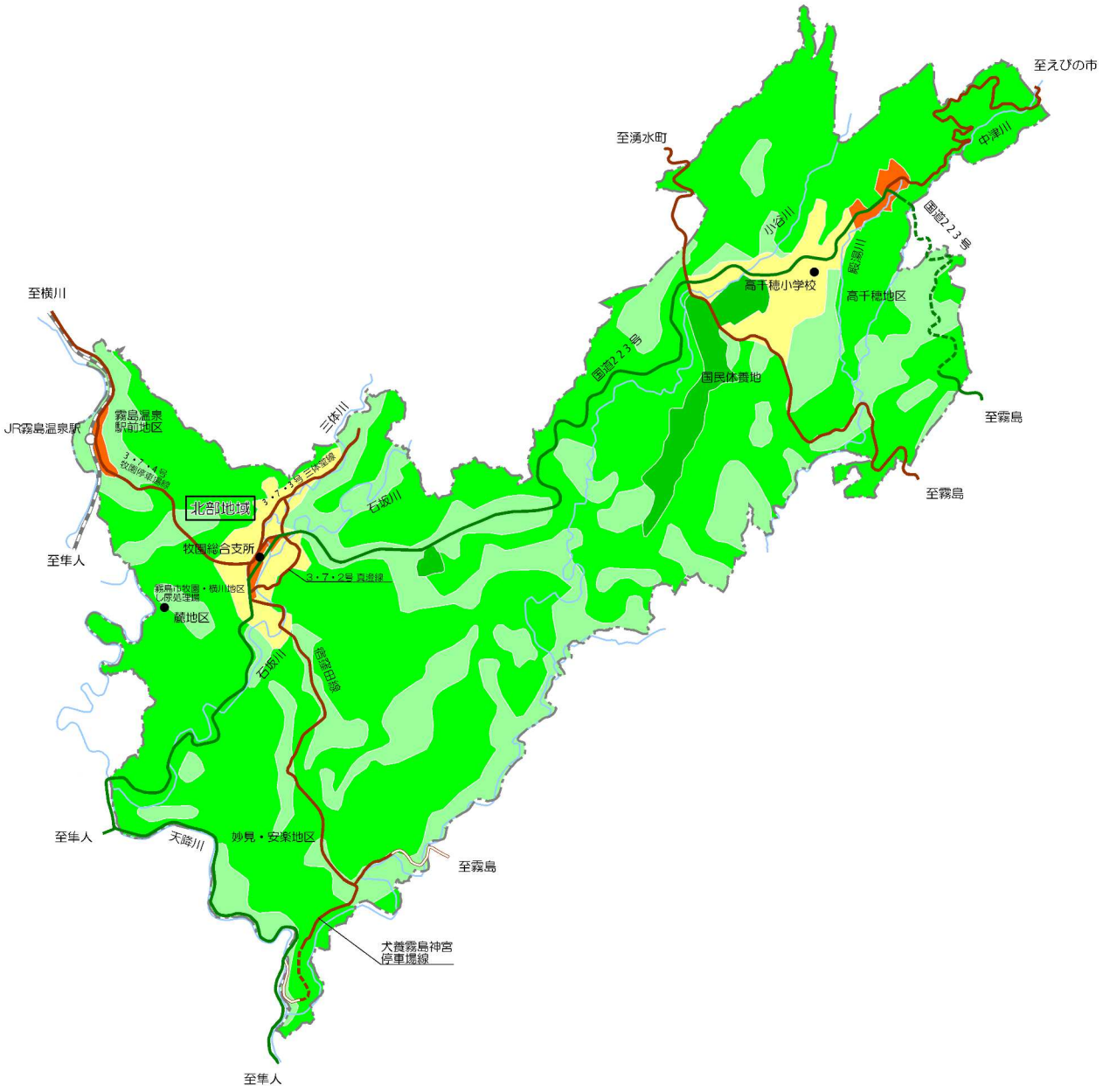

凡例			
	都市計画区域界		鉄道
	行政区域界		主要幹線道路（概ね整備済み）
	住宅地		主要幹線道路（概ね10年以内に整備）
	商業地		都市幹線道路（概ね整備済み）
	農業ゾーン		都市幹線道路（概ね10年以内に整備）
	樹林地ゾーン		都市幹線道路（概ね10年以降）
	河川・海・湖沼		公園・緑地（概ね整備済み）

0 750 1500 2250 3000 m

S=1/50,000

注①）この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

隼人都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

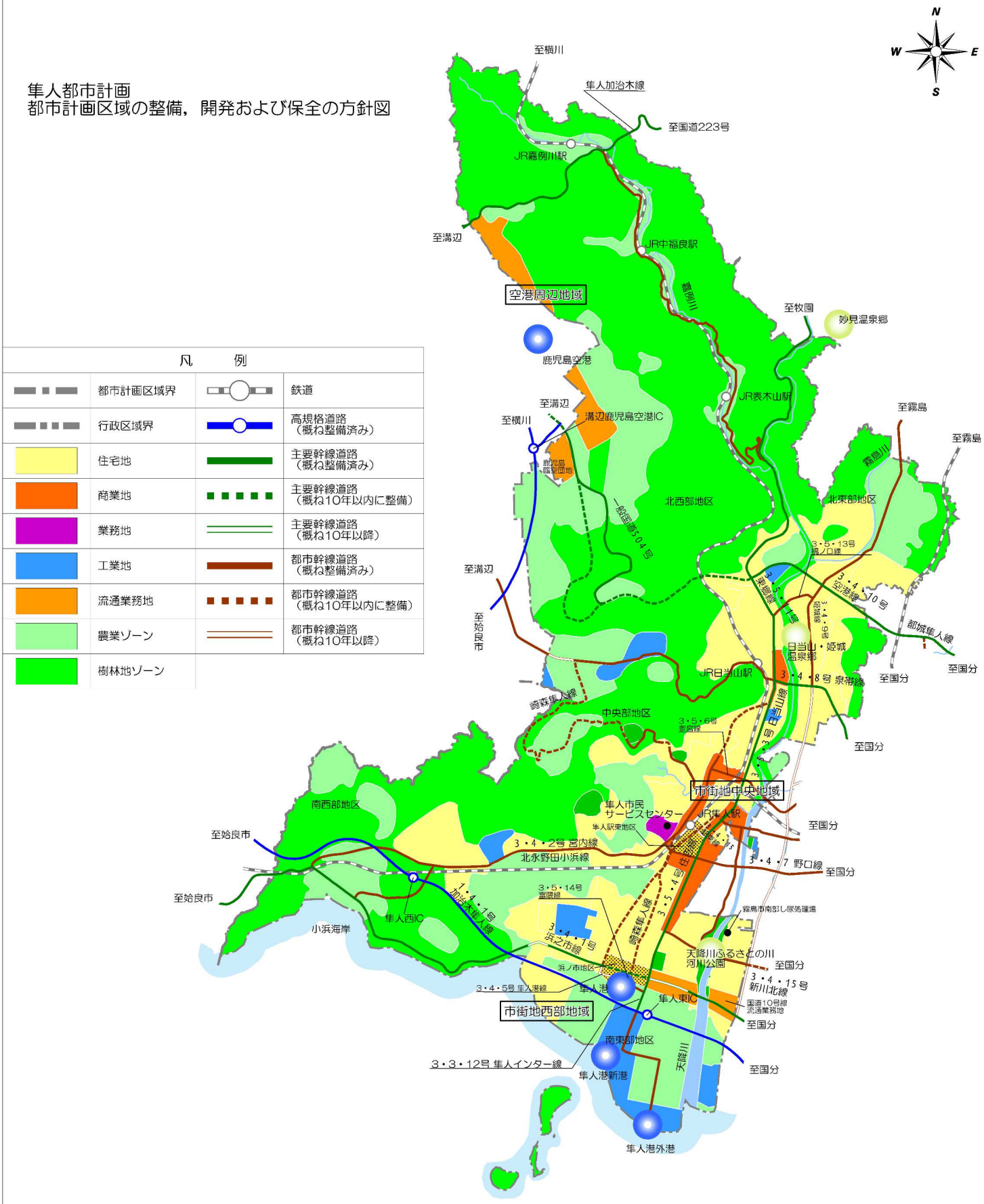

凡　例			
	都市計画区域界		鉄道
	行政区域界		高規格道路（概ね整備済み）
	住宅地		主要幹線道路（概ね整備済み）
	商業地		主要幹線道路（概ね10年以内に整備）
	業務地		主要幹線道路（概ね10年以降）
	工業地		都市幹線道路（概ね整備済み）
	流通業務地		都市幹線道路（概ね10年以内に整備）
	農業ゾーン		都市幹線道路（概ね10年以降）
	樹林地ゾーン		

0　750　1500　2250　3000

S=1/47,500

凡　例					
	公園・緑地（概ね整備済み）		港湾・漁港・空港・飛行場		市街地整備(区画整理・住居系)（概ね10年以内に整備）
	公園・緑地（概ね10年以内に整備）		河川・海・湖沼		
			観光・レクリエーション施設		

注①）この方針図は，概ね２０年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。

福山都市計画
都市計画区域の整備，開発および保全の方針図

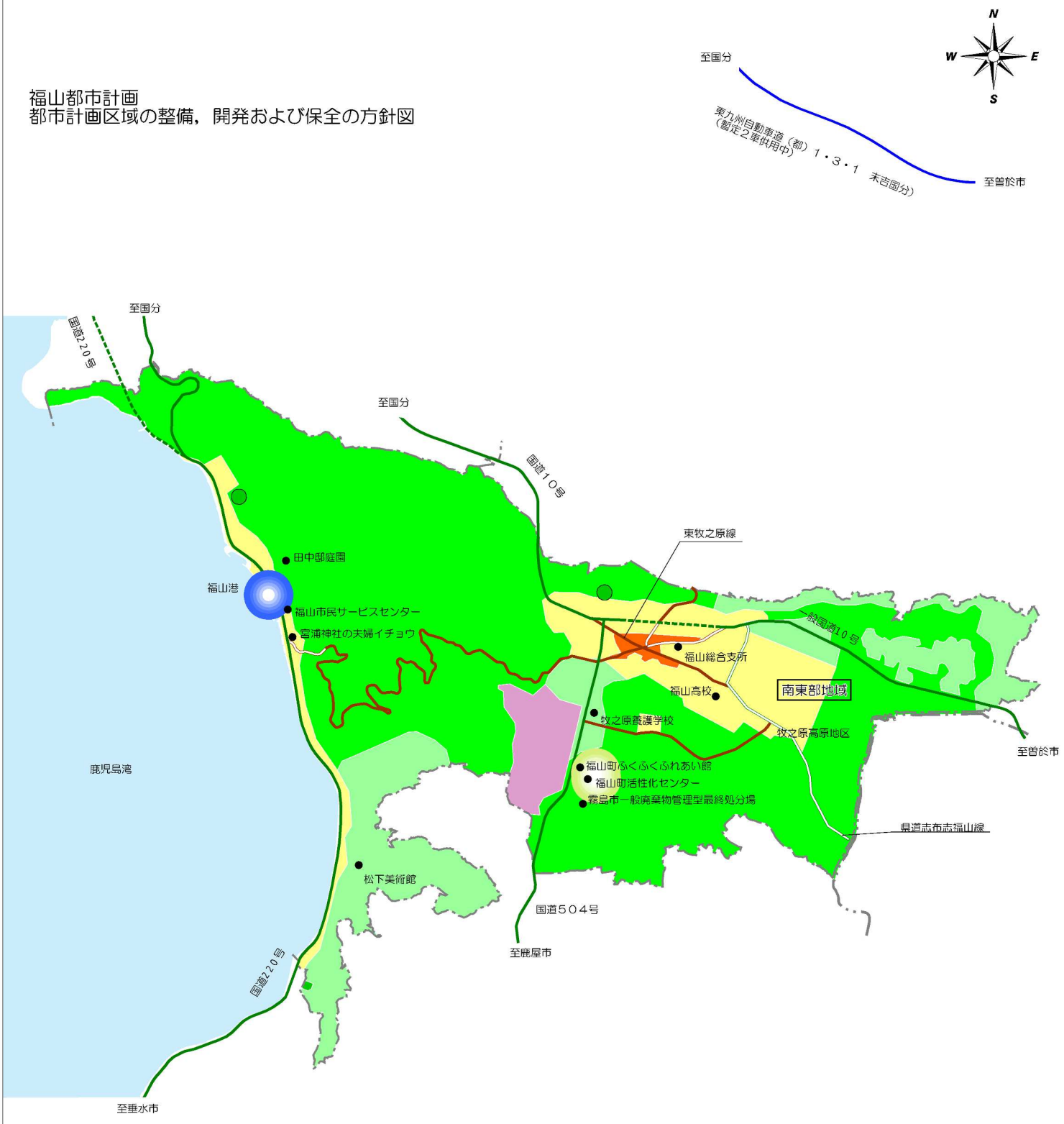

凡　例					
都市計画区域界		鉄道		大規模施設	
行政区域界		高規格道路（概ね整備済み）		公園・緑地（概ね整備済み）	
住宅地		主要幹線道路（概ね整備済み）		港湾・漁港・空港・飛行場	
商業・業務地		主要幹線道路（概ね10年以内に整備）		河川・海・湖沼	
農業ゾーン		主要幹線道路（概ね10年以降）		観光・レクリエーション施設	
樹林地ゾーン		都市幹線道路（概ね整備済み）			
		都市幹線道路（概ね10年以降）			

0　400　800　1200　1600 m

S=1/30,000

注①）この方針図は，概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり，具体のルート及び位置を規定したものではありません。
注②）「概ね10年以内に整備」とは，概ね10年以内に整備に着手することを含み，整備の完了時期を明示したものではありません。